

証券コード 4882
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都目黒区駒場四丁目7番6号
株式会社ペルセウスプロテオミクス
代表取締役社長 横川 拓哉

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使にご協力のほどお願い申し上げます。議決権の事前行使につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス 4A
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

（アドレス <https://www.ppmx.com/ir/meeting.html>）

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けました。一部先進国では経済の持ち直しの動きも見られたものの、変異株による感染の再拡大も依然として懸念されております。国内ではワクチン接種が進み、経済には徐々に持ち直しの動きが見られましたが、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社が属する医薬品業界におきましては、こうした新たな感染症への対策とともに、がんや認知症等、世界的に患者数が増えている疾患の治療法の確立が、継続的な重要課題になっております。当社におきましては、創薬領域を中心に、積極的な事業展開を図りました。

各領域における当事業年度の成果は次のとおりです。

a. 創薬

当社の効率的な抗体取得プラットフォームを活用し、アンメット・メディカル・ニーズを満たすべく、主ながん領域で抗体開発を進めております。GPC3, CDH3, トランスフェリン受容体を標的とする3つの抗体の開発を進めているほか、これに続く多くの候補抗体が研究開発段階にあります。当社のパイプラインの開発状況は次のとおりです。

(a) PPMX-T002

PPMX-T002は細胞間接着因子と考えられているCDH3を標的とする抗体に、イットリウム90 (^{90}Y) という放射性同位元素 (RI) を標識した抗がん剤候補です。導出先である富士フイルム株式会社 (以下富士フイルム社) が米国で拡大第1相試験を、日本で第1相試験をそれぞれ進めていますが、同社の子会社の放射性医薬品事業の他社への譲渡に伴い、2022年3月に実施権が返還されました。富士フイルム社は現在進行しているこれらの治験の終了後、開発を中止します。

当社は今後、本事業の承継先であるPDRファーマ株式会社 (以下PDRファーマ社) と協議の上、当社単独で、あるいは当社とPDRファーマ社とで、本抗体の開発を新しい形で進めて

まいります。

富士フィルム社による米国での第Ⅰ相試験では、本抗体のヒトでの安全性及びヒトのがん組織への集積性が確認されたほか、一部の患者さんでは腫瘍が縮小する等、有効性が確認されています。当社は今後、これらの臨床試験データを含むすべての成果物を譲り受け、標識するRIをルテチウム (^{177}Lu) やアクチニウム (^{255}Ac) といった、高い有効性が示唆されるRIに変更することも視野に、優れた医薬品候補の開発に向けてRI医薬品開発会社とのコラボレーションを推進してまいります。

(b) PPMX-T003

PPMX-T003は、当社独自のファージライブラリの中から、当社が特許を保有するICOS法というスクリーニング技術を活用し、ファージディスプレイ法により取得したユニークな完全ヒト抗体です。標的は、細胞内への鉄の取り込みに関与し、増殖が盛んながん細胞に極めて多く発現するトランスフェリン受容体 (TfR) です。本抗体がTfRに結合すると、がん細胞内への鉄の取り込みを阻害し、それによってがん細胞の増殖を抑制する抗腫瘍効果が得られます。PPMX-T003は、その増殖抑制効果から様々ながんに対する治療効果が期待できると考えられ、鋭意開発を進めております。

TfRは、がん細胞の他に、赤血球の元である赤芽球細胞にも極めて多く発現しています。このため、赤血球が異常に増える疾患である真性多血症 (PV) に対して、赤血球数を正常化する効果が期待されることから、まずはPVの治療薬を目指して、2019年11月から国内で第Ⅰ相試験を開始しました。2021年3月に健常人での安全性及び薬理作用を確認後、現在はPV患者さんへの投与に向けてリクルートを進めております。リクルートにおいては、対象となる患者さんの条件の見直しを行い、治験計画書 (プロトコル) を修正して対象範囲を拡大しております。投与開始に時間を要しておりますが、PV患者さんでの第Ⅰ相試験の完了時期につきましては、当初計画に変更はありません。

また、東海大学との共同研究によって、本抗体の鉄の取り込みを阻害する機能をアグレッシブNK細胞白血病 (ANKL) という超希少疾患の治療薬に活用できる可能性が見出されました。これにより、2022年3月には国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に採択されております。当社は今後、東海大学の研究グループとともに医師主導治験の実施及び実用化に向けて、さらに研究開発を進めてまいります。

この他、PV、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫等の血液がん及び固形がんに対する治療薬としての作用機序を明確化するため、名古屋大学、藤田医科大学、群馬大学と共同で臨床効果に関する創薬研究を推進しております。

(c) PPMX-T004

PPMX-T004は、薬剤を標識した抗体薬物複合体(ADC)です。2015年に富士フィルム社に導出しましたが、同社の子会社の放射性医薬品事業の他社への譲渡に伴い、PPMX-T002と同じCDH3を標的とする本抗体の実施権も2022年3月に当社に返還されております。

ADCは、抗体に標識した薬物を細胞内に取り込ませることで、対象とした細胞を特異的に殺傷することができるため、患者さん自身の免疫機能の状態に関わらず高い臨床効果が期待できます。また、RIを用いていないため、使用する施設の制約も受けません。当社は今後、標識する薬剤を、さらに有効性の高い薬剤に変更し、新たに開発を進めてまいります。

(d) PPMX-T001

PPMX-T001は、肝臓がんで高い発現率が見られるGPC3を標的としています。2006年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等の治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なった形態での薬剤開発が進められていますが、2022年6月21日をもって同社との契約の対象特許が期間満了となるため、同社との契約も同日に満了となります。PPMX-T001が今後の当社の収益に与える影響はなく、当社計画にも見込んでおりません。

b. 抗体研究支援

当事業年度においては、大学に対する抗体研究支援が増加したことにより、売上高は前事業年度より増加しました。

c. 抗体・試薬販売

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的となり、研究用抗体・試薬の販売は回復基調に転じました。また、新型コロナウイルス感染症による肺炎等、血管炎症を伴う各種疾患の重症化を予測するためのPTX3迅速計測キットの開発に向けて、湧永製薬株式会社と共同研究契約を締結し、現在開発を進めております。

以上の結果、当事業年度の売上高は、71,932千円（前事業年度比5.9%増）となりました。当事業年度における創薬の売上はありませんでしたが、抗体・試薬販売及び抗体研究支援はいずれも売上が前事業年度から増加し、計画を達成しました。

損益につきましては、営業損失472,195千円（前事業年度は営業損失411,749千円）、経常損失481,681千円（前事業年度は経常損失410,107千円）となり、当期純損失は599,023千円（前事業年度は当期純損失413,216千円）となり、ほぼ計画どおりに進捗しました。PPMX-T003の第Ⅰ相試験のリクルート遅延により、研究開発費が想定よりも減少した一方、公募増資による事業税（外形標準課税）の増加や、特許費用等の増加により、販売費及び一般

管理費は539,943千円となり、ほぼ計画どおりとなりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しておりますが、この適用による経営成績への影響はありません。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は119,558千円であり、主なものは研究開発用設備であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2021年6月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額2,641,320千円の資金調達を行いました。また、2021年8月には、新株予約権の行使により株式を発行し、総額28,543千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	275,959	85,759	67,947	71,932
経常損失(△)(千円)	△145,545	△834,362	△410,107	△481,681
当期純損失(△)(千円)	△163,054	△841,731	△413,216	△599,023
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△26.53	△136.95	△59.03	△54.47
総資産(千円)	1,360,169	547,889	1,118,626	3,300,530
純資産(千円)	1,327,621	485,889	1,083,713	3,152,154
1株当たり純資産(円)	216.00	79.05	128.86	268.05

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たりの当期純損失(△)並びに1株当たり純資産については、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 2019年12月10日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月11日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを使命として、がん及びその他の疾患の治療用抗体医薬品の研究開発を進めております。この使命のもとで、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① パイプラインの開発と拡充

a. PPMX-T003の開発

PPMX-T003の開発は当社の重要課題であり、これに研究開発資源を重点配分します。2021年3月に真性多血症治療薬としての第Ⅰ相試験（健常人対象）を完了し、現在は第Ⅰ相試験（真性多血症の患者さん対象）において、患者さんのリクルートを進めております。対象となる患者さんの条件を拡大するため治験計画書（プロトコル）を変更し、2022年度内の第Ⅰ相試験完了を目指します。また、超希少疾患であるアグレッシブNK細胞白血病（ANKL）の治療薬として活用するための大学との共同研究が、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に2022年3月に採択されており、医師主導治験の実施及び実用化に向けた研究開発を進めてまいります。さらに、他の血液がん及び固形がんへも展開するため、大学と共同で臨床効果に関する基礎研究を推進いたします。

b. PPMX-T002及びPPMX-T004の開発

PPMX-T002及びPPMX-T004は、いずれも富士フィルム株式会社に導出したパイプラインですが、同社の子会社の放射性医薬品事業が他社へ譲渡されたことを受けて、2022年3月に実施権が返還されました。PPMX-T002は放射性同位元素（RI）を標識した抗がん剤候補ですが、当社は今後、RIを変更して有効性を高めることを視野に、新たな協業先を決定し、開発を進めてまいります。PPMX-T004は、薬剤を標識した抗体薬物複合体（ADC）です。標的はPPMX-T002と同じですが、RIを用いないという点でPPMX-T002と棲み分けながら、標識する薬剤を変更して開発を進めてまいります。

c. 次期開発候補の探索研究

バイオベンチャー企業として、複数の大学研究機関とのコラボレーションによって継続的な共同研究を進めており、候補標的の評価データ収集を行っております。また、標的に対する抗体を創出するための新技術導入も積極的に行っており、新規抗体医薬品シーズの探索研究をさらに進めてまいります。

② 抗体研究支援及び抗体・試薬販売の拡大

抗体研究支援は、大学や研究機関との共同研究などを通じて得られた新たな顧客ニーズの発掘による支援メニューの拡充や、当社ならではの細やかな研究支援により売上増を図っております。また、抗体・試薬販売は当社抗体の論文での使用例をホームページ上等で訴求することにより、研究者からの支持を拡大することで受注増を目指してまいります。

③ 研究開発資金の調達

当社のビジネスモデルは、多額の研究開発費用が先行して必要となるため、ライセンス契

約の締結を始めとした国内外のパートナーとの提携や、資本市場からの資金調達により、研究開発資金の調達に努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社は優秀な人材を積極的に採用し、パイプラインの開発と拡充を図ってまいります。また、働きやすく、やりがいのある職場づくりに継続的に取り組み、社員の成長を促すことで企業基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

医薬品事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本 社	東京都目黒区
名古屋ラボ	愛知県名古屋市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	2名増	47.5歳	8.6年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月22日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,759,400株

(注) 発行済株式の総数は、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場にあたり実施した2021年6月21日を払込期日とする公募増資による新株式発行により3,300,000株、新株予約権の権利行使により73,000株、それぞれ増加しております。

(3) 株主数 5,058名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士フイルム株式会社	2,988,210株	25.4%
NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員日本ベンチャー キャピタル株式会社	1,274,370	10.8
DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員DBJキャピタル株式会社	444,400	3.8
SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合 無限責任組合員SBIインベストメント株式会社	444,400	3.8
エムスリー株式会社	444,400	3.8
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	429,800	3.7
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員みずほキャピタル株式会社	358,800	3.1
Newton Biocapital I SA Pricaf privée de droit belge representing Newton Biocapital Partners Alain Parthoens	329,200	2.8
三菱UFJキャピタル株式会社	284,910	2.4
アクシル・ライフサイエンス&ヘルスケア ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員フレデリック・シェーン	200,200	1.7

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 2 2 回 新 株 予 約 権	第 2 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2019年6月20日	2020年10月13日
新 株 予 約 権 の 数	11,950個 (注) 1	596個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 358,500株 (注) 1	普通株式 59,600株 (注) 1
取 締 役 (監 査 等 委 員 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 7,000個 目的となる株式の数 210,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 300個 目的となる株式の数 30,000株 保有者数 1名
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 1,550個 目的となる株式の数 46,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 - 目的となる株式の数 - 保有者数 -
取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 - 目的となる株式の数 - 保有者数 -	新株予約権の数 80個 目的となる株式の数 8,000株 保有者数 2名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 391円	新株予約権1個当たり 391円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2021年6月21日から 2029年6月20日まで	2022年10月14日から 2030年10月13日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 3

	第26回新株予約権
発行決議日	2020年12月17日
新株予約権の数	750個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 75,000株 (注) 1
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 — 目的となる株式の数 — 保有者数 —
社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 — 目的となる株式の数 — 保有者数 —
取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 60個 目的となる株式の数 6,000株 保有者数 2名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 391円
新株予約権の権利行使期間	2022年12月18日から 2030年12月17日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件等は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当

な理由があると認められた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	横川 拓哉	
取締役執行役員	鈴川 信一	管理部長
取締役執行役員	松浦 正	研究開発部長
取締役	小南 欽一郎	テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役 セルスペクト株式会社 社外取締役 Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役 株式会社Veritas In Silico 社外取締役 株式会社MoroActive 社外取締役 株式会社イーガイア 社外取締役 株式会社再生医療IPS Gateway Center 社外取締役 株式会社TransMed 取締役
取締役	伴 寿一	エイトローズベンチャーズジャパン ベンチャーパートナー
取締役	花井 陳雄	株式会社リバネスキュピタル 取締役 株式会社島津製作所 社外取締役 アキュリスファーマ株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	三輪 和生	
取締役 (監査等委員)	堀内 正	慶應義塾大学 医学部 臨床研究推進センター 訪問教授 株式会社ペプチリード 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大野 貴史	株式会社ゼネテック 社外取締役 税理士法人三田会計舎代表社員 大野公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 小南欽一郎氏、花井陳雄氏、三輪和生氏、堀内正氏及び大野貴史氏は社外取締役であります。
2. 2021年6月25日開催の定時株主総会において、大野貴史氏が監査等委員に選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員の大野貴史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 三輪和生氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が執行役員会等の取締役会以外の重要な社内会議へ出席するほか、日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門等と連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高

めるためであります。

5. 取締役 伴寿一氏は、その他の関係会社である富士フイルム株式会社の執行役員医薬品事業部副事業部長を兼職しておりましたが、2021年11月30日付で退任しております。
6. 2021年12月15日付で監査等委員の浜窪隆雄氏は辞任により退任いたしました。なお、在任時同氏は社外取締役でありました。
7. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、いずれも社外取締役である小南欽一郎氏、花井陳雄氏、常勤監査等委員三輪和生氏、監査等委員浜窪隆雄氏、同堀内正氏及び同大野貴史氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しましたが、その内、浜窪隆雄氏については、2021年12月15日付で辞任により退任いたしました。また、取締役である伴寿一氏については、非業務執行取締役として2021年の定時株主総会後に責任限定契約を締結しておりましたが、同年12月から業務執行を担うこととなったため、同契約の効力は当該時点から失われております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	50,415千円 (5,400千円)	50,415千円 (5,400千円)	－ (－)	－ (－)	6名 (2名)
取締役監査等委員 (うち社外取締役 監査等委員)	12,300千円 (12,300千円)	12,300千円 (12,300千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	62,715千円 (17,700千円)	62,715千円 (17,700千円)	－ (－)	－ (－)	10名 (6名)

(注) 上表には、2021年12月15日付で退任した社外取締役監査等委員1名分を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。

なお、同決議時の報酬限度額に係る監査等委員を除く取締役は5名、監査等委員である取締役は3名、本書提出日現在における監査等委員を除く取締役は6名、監査等委員である取締役は3名となっております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会で監査等委員を除く取締役の報酬等の決定方針を決議しました。

a. 決定方針の内容及び決定プロセスの概要

株主総会において決議されている監査等委員を除く取締役の報酬限度額を前提として、「代表取締役たる取締役」、「取締役」及び「非常勤取締役」の3つに区分し、月額でかつ固定額として貢献度を勘案して総合的に判断し、報酬を定めることとしております。監査等委員を除く取締役の報酬等の内容の決定については、2022年4月20日以前は代表取締役たる取締役に委任し、委任を受けた代表取締役たる取締役は、社外取締役に対して、報酬を設定又は変更後の金額、提案の理由について説明を行い、社外取締役からの意見を踏まえて決定しておりました。

しかしながら当社は取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から、2022年4月20日付にて、構成員の過半数を独立社外取締役とする、当社取締役会に対して報告及び提言を行うための報酬委員会を設置しました。その後2022年5月20日開催の報酬委員会から、取締役（社外取締役を含む）に対して、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した事業展開を図ることを目的とした、非金銭報酬等を付与することの提言が行われ、その際、基本報酬と非金銭報酬等の割合について、後者を最大で概ね1対1を目安とするとされました。また、非金銭報酬等として新株予約権を発行する場合、個別の取締役に付与する新株予約権の個数は、報酬委員会において個々の取締役の役位、職責、在任年数、実績その他業績を総合考慮の上、取締役会にて決定することが相当との提言が行われました。この提言を受け、5月23日開催の取締役会にて、決定方針の改定が承認されました。

b. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の報酬決定のプロセスにつきましては、上述のa. のとおりに実施されていたことを取締役会として確認の上、基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。なお、その後2022年4月20日に報酬委員会を設置しておりますが、当事業年度において同委員会の報告又は提言の対象となった取締役はならず、判断した理由に変更はありません。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、報酬の決定について委任を受けた代表取締役社長横川拓哉氏が、社外取締役である小南欽一郎氏、同花井陳雄氏及び同三輪和生氏に対して、当事業年度における監査等委員を除く取締役の個人別の報酬金額を変更する提案及びその理由について説明を行い、社外取締役3氏からの意見を踏まえて各報酬金額の変更を決定いたしました。なお、2022年4月20日以降、個人別の報酬等に係る事項は、⑤aで述べたとおり取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から設けられた報酬委員会で検討の上、取締役会に対する報告又は提言を踏まえ、取締役会にて決定していくこととなります。

- ⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	小南 欽一郎	テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役 セルスペクト株式会社 社外取締役 Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役 株式会社Veritas In Silico 社外取締役 株式会社MoroActive 社外取締役 株式会社イーガイア 社外取締役 株式会社再生医療IPS Gateway Center 社外取締役 株式会社TransMed 取締役 (注)1
取締役	花井 陳雄	株式会社リバネスキャピタル 取締役 株式会社島津製作所 社外取締役 アキュリスファーマ株式会社 社外取締役 (注)2
取締役監査等委員	三輪 和生	
取締役監査等委員	浜窪 隆雄	日本医科大学先端医学研究所教授 株式会社PhotoQ3 社外取締役 (注)3
取締役監査等委員	堀内 正	慶應義塾大学 医学部 臨床研究推進センター 訪問教授 株式会社ペプチリード 社外取締役 (注)4
取締役監査等委員	大野 貴史	株式会社ゼネテック 社外取締役 税理士法人三田会計舎 代表社員 (注)5 大野公認会計士事務所 代表

(注)1 テック&フィンストラテジー株式会社、セルスペクト株式会社、Delta-Fly Pharma株式会社、株式会社Veritas In Silico、株式会社MoroActive、株式会社イーガイア、株式会社再生医療IPS Gateway Center、株式会社TransMedと当社との間には特別の関係はありません。

(注)2 株式会社リバネスキャピタル、株式会社島津製作所、アキュリスファーマ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

(注)3 日本医科大学、株式会社PhotoQ3と当社との間には特別の関係はありません。
なお、浜窪隆雄氏は2021年12月15日に当社の監査等委員を退任いたしました。

(注) 4 慶應義塾大学、株式会社ペプチリードと当社との間には特別の関係はありません。

(注) 5 株式会社ゼネテック、税理士法人三田會計舎、大野公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小南 欽一郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しました。主にバイオ分野における国内外での研究経験及び証券会社・ベンチャーキャピタリストとしての金融戦略構築経験を活かし、経営全般に関する助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役	花井 陳雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち、15回に出席しました。製薬企業経営者、抗体医薬開発者としての豊富な知識と経験を活かし、経営全般に関する助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	三輪 和生	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。企業経営及び監査役としての豊富な知識と経験を踏まえ、当社のリスク管理体制、内部統制システム等について助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	浜窪 隆雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席しました。医学者、生化学者としての豊富な知識と経験から助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	堀内 正	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。製薬企業及び研究機関における製薬、薬学、知財及び監査に関する豊富な知識と経験から助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	大野 貴史	2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回の全て、また、監査等委員会10回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての高度な知見や、財務、会計及び税務に関する豊富な経験を有しており、豊富な知識と経験から助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。

(注) 取締役監査等委員の浜窪隆雄氏は、2021年12月15日の退任までに開催された取締役会及び監査等委員会の回数を基準に出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,350千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,300千円

(注) 1 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め、同意の判断をいたしました。当事業年度より、金融商品取引法監査（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査）を委嘱したため、その分報酬が増額となりました。なお、前事業年度は、準金融商品取引法監査（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じた監査）を委嘱しておりました。

2 当社と会計監査人との間の監査計画においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上監査に対する報酬の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できていないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度においては、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への株式上場のため、当社、引受幹事会社及び会計監査人との間で「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務契約を締結し、同契約に規定する業務を会計監査人に委託しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会規程に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人の不再任を株主総会の付議案件とすることといたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
 (注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目      | 金 額        |
|----------|-----------|----------|------------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)   |            |
| 流動資産     | 3,290,806 | 流動負債     | 148,375    |
| 現金及び預金   | 3,214,852 | 未払金      | 114,569    |
| 売掛金      | 10,115    | 未払費用     | 11,548     |
| 製品       | 783       | 未払法人税等   | 19,672     |
| 貯蔵品      | 2,504     | 預り金      | 2,585      |
| 前渡金      | 22,172    |          |            |
| 前払費用     | 4,866     |          |            |
| 未収消費税等   | 35,299    |          |            |
| その他      | 211       |          |            |
| 固定資産     | 9,724     | 負債合計     | 148,375    |
| 有形固定資産   | 0         | (純資産の部)  |            |
| 建物附属設備   | 0         | 株主資本     | 3,152,154  |
| 工具器具備品   | 0         | 資本金      | 1,939,252  |
| 無形固定資産   | 0         | 資本剰余金    | 2,225,142  |
| その他      | 0         | 資本準備金    | 2,225,142  |
| 投資その他の資産 | 9,724     | 利益剰余金    | △1,012,240 |
| その他      | 9,724     | その他利益剰余金 | △1,012,240 |
|          |           | 繰越利益剰余金  | △1,012,240 |
|          |           | 純資産合計    | 3,152,154  |
| 資産合計     | 3,300,530 | 負債純資産合計  | 3,300,530  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額        |
|--------------|---------|----------|
| 売上高          |         | 71,932   |
| 売上原価         |         | 4,184    |
| 売上総利益        |         | 67,747   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 539,943  |
| 営業損失         |         | △472,195 |
| 営業外収益        |         |          |
| 受取利息         | 49      |          |
| 助成金収入        | 234     |          |
| 為替差益         | 9,085   |          |
| その他          | 24      | 9,393    |
| 営業外費用        |         |          |
| 上場関連費用       | 9,531   |          |
| 租税公課         | 9,346   |          |
| その他          | 0       | 18,878   |
| 経常損失         |         | △481,681 |
| 特別利益         |         |          |
| 新株予約権戻入益     | 2,398   | 2,398    |
| 特別損失         |         |          |
| 減損損失         | 117,813 | 117,813  |
| 税引前当期純損失     |         | △597,096 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,927   | 1,927    |
| 当期純損失        |         | △599,023 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |           |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益剰余金      |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金     | その他利益剰余金   |
|                         |           |           | 合計        | 繰越利益剰余金    |
| 当期首残高                   | 604,000   | 889,889   | 889,889   | △413,216   |
| 当期変動額                   |           |           |           |            |
| 新株の発行                   | 1,320,660 | 1,320,660 | 1,320,660 |            |
| 新株の発行(新株<br>予約権の行使)     | 14,592    | 14,592    | 14,592    |            |
| 当期純損失 (△)               |           |           |           | △599,023   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |           |           |            |
| 当期変動額合計                 | 1,335,252 | 1,335,252 | 1,335,252 | △599,023   |
| 当期末残高                   | 1,939,252 | 2,225,142 | 2,225,142 | △1,012,240 |

|                         | 株主資本       |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------|-----------|--------|-----------|
|                         | 利益剰余金      | 株主資本合計    |        |           |
|                         | 利益剰余金合計    |           |        |           |
| 当期首残高                   | △413,216   | 1,080,673 | 3,040  | 1,083,713 |
| 当期変動額                   |            |           |        |           |
| 新株の発行                   |            | 2,641,320 |        | 2,641,320 |
| 新株の発行(新株<br>予約権の行使)     |            | 29,184    |        | 29,184    |
| 当期純損失 (△)               | △599,023   | △599,023  |        | △599,023  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |            |           | △3,040 | △3,040    |
| 当期変動額合計                 | △599,023   | 2,071,481 | △3,040 | 2,068,441 |
| 当期末残高                   | △1,012,240 | 3,152,154 | —      | 3,152,154 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ペルセウスプロテオミクス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西野 | 聡人 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石井 | 伸幸 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基

準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの、第22期事業年度における取締役の職務の執行、事業報告並びに計算書類の監査について、次の通り報告いたします。なお、2021年12月15日をもって、取締役監査等委員浜窪隆雄氏は辞任により退任いたしました。が、監査等委員会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
- (2) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所における会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社パールセウспロテオミクス 監査等委員会

常勤監査等委員 三輪 和生 ⑩

監査等委員 堀内 正 ⑩

監査等委員 大野 貴史 ⑩

(注) 常勤監査等委員三輪和生、監査等委員堀内正及び監査等委員大野貴史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第1条～第14条（記載省略）                                                                                                                          | 第1条～第14条（現行どおり） |
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>                                                                                                      | （削 除）           |
| 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |                 |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第39条 (記載省略)</p> <p>(附則)</p> <p>1. ～2. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>第3項から本項の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |



**第2号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                     | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                         | よこかわ たくや<br>横川 拓哉<br>(1960年10月13日) | 1985年 4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社<br>1996年10月 同社 足柄研究所主任研究員<br>2004年 4月 同社 R&D統括本部材料研究本部 デジタル&フォトイメージング材料研究所 研究担当部長<br>2007年 6月 同社 R&D統括本部 ライフサイエンス研究所副所長兼ライフサイエンス事業部事業開発室技術担当部長<br>2008年 7月 富山化学工業株式会社（現富士フイルム富山化学株式会社） 出向<br>2009年 6月 富士フイルム株式会社 R&D統括本部 医薬品研究所所長<br>2013年 9月 同社 再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長<br>2015年 4月 同社 再生医療事業推進室マネージャー 兼 (社)再生医療イノベーションフォーラム 出向（運営委員長）<br>2017年12月 同社 ヘルスケア事業推進室マネージャー<br>2018年 3月 当社 取締役<br>2018年 6月 当社 代表取締役（現任）<br>2019年 1月 当社 執行役員（現任） | 30,000株        |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>                     横川拓哉氏は、事業会社における創薬の研究開発に長年携わり、当社代表取締役として当社事業を精力的に推進しております。取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を行い、職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                            | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                    | すず かわ しん いち<br>鈴 川 信 一<br>(1955年 9月20日) | 1978年 4月 国際電信電話株式会社（現 KDDI株式会<br>社）入社<br>1996年 7月 KDDヨーロッパ（現 KDDIヨーロッパ）<br>副社長<br>2002年 2月 テレハウスヨーロッパ 社長<br>2005年 4月 KDDI株式会社 ネットワークソリューシ<br>ョン関西支社長<br>2008年 4月 同社 東南アジア統括拠点長 兼 KDDI<br>シンガポール社長<br>2010年 1月 DMX Technologies Group LTD 代表取<br>締役副会長<br>2013年 1月 KDDI株式会社 理事 グローバル事業本部<br>グローバルICT本部長<br>2016年 6月 株式会社KDDIエボルバ 監査役<br>2018年 9月 株式会社自律制御システム研究所 社外取<br>締役<br>2019年 6月 当社 監査役<br>2020年 6月 当社 取締役執行役員管理部長（現任） | 13,000株           |
| <p><b>【選任理由】</b></p> <p>鈴川信一氏は、国内外の事業会社における経営経験及び事業会社やベンチャー企業の取締役としての知識と経験を有しております。当社の総務、人事、会計・財務部門を統括し、当社の成長を推進する重要な職責を担っており、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                           | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                   | まつ うら ただし<br>松 浦 正<br>(1959年1月28日) | 1988年 4月 信州大学 医学部 助手<br>1992年10月 米国Dartmouth大学 医学部 Research Associate<br>1997年10月 通商産業省工業技術院 生命工学工業技術研究所 三井研究室 (現国立研究開発法人産業技術総合研究所 分子細胞工学部門) 研究員<br>2002年 4月 ヒュービットジェノミクス株式会社 入社<br>2003年 4月 同社 研究開発部長<br>2005年 5月 当社 入社<br>2009年 2月 当社 研究開発部長<br>2019年 1月 当社 執行役員 研究開発部長 (現任)<br>2019年 6月 当社 取締役 (現任) | —                 |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>           松浦正氏は、国内外の研究機関や医薬品開発企業におけるゲノム研究など、抗体全般にわたる幅広い知識や経験を有しております。当社の基幹事業である創薬事業の推進に必要な識見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                      | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                                                                              | こ みなみ きん いち ろう<br>小 南 欽 一 郎<br>(1967年1月20日) | 1994年 7月 英国王立癌研究所 博士取得後研究員<br>1998年 9月 九州大学 生体防御医学研究所 文部教<br>官助手<br>2001年 6月 野村証券株式会社 入社<br>野村リサーチ・アンド・アドバイザー<br>株式会社 出向<br>2011年 6月 同社 投資部 エグゼクティブ・ディレクター<br>2013年 4月 野村証券株式会社 金融公共公益法人部 課長<br>2015年 8月 みずほ証券株式会社 入社 法人グルー<br>プ ディレクター<br>2017年 9月 テック&フィンストラテジー株式会社<br>代表取締役 (現任)<br>2017年10月 セルスペクト株式会社 社外取締役(現任)<br>2018年 6月 当社 取締役 (現任)<br>Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役 (現任)<br>2019年 8月 株式会社Veritas In Silico 社外取締役 (現任)<br>2021年 2月 株式会社MoroActive 社外取締役(現任)<br>2021年 8月 株式会社イーガイア 社外取締役 (現任)<br>2021年12月 株式会社再生医療IPS Gateway Center<br>社外取締役 (現任)<br>2022年 2月 株式会社TransMed 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役<br>セルスペクト株式会社 社外取締役<br>Delta-Fly Pharma株式会社 社外取締役<br>株式会社Veritas In Silico 社外取締役<br>株式会社MoroActive 社外取締役<br>株式会社イーガイア 社外取締役<br>株式会社再生医療IPS Gateway Center 社外取締役<br>株式会社TransMed 取締役 | 30,000株           |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>小南欽一郎氏は、バイオ分野における国内外での研究経験及び証券会社・ベンチャーキャピタリストとしての金融戦略構築経験を有しております。創薬事業の開発や資本政策等について中長期的な視点からご意見を頂いており、当社の企業価値向上に寄与していただけると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                                | はな い のぶ お<br>花 井 陳 雄<br>(1953年4月30日) | 1976年 4月 協和発酵工業株式会社入社<br>2003年 2月 BioWa, Inc.社長<br>2006年 6月 協和発酵工業株式会社 執行役員<br>2008年10月 協和発酵キリン株式会社 (現 協和キリン株式会社) 執行役員開発本部長<br>2009年 4月 同社 常務執行役員開発本部長<br>2009年 6月 同社 取締役常務執行役員<br>2010年 3月 同社 取締役専務執行役員<br>2012年 3月 同社 代表取締役社長<br>2018年 3月 同社 代表取締役会長<br>2019年 3月 同社 取締役会長<br>2020年 5月 株式会社リバネスキャピタル 取締役 (現任)<br>2020年 6月 株式会社島津製作所 社外取締役 (現任)<br>2021年 3月 当社 取締役 (現任)<br>2021年 6月 アクユリスファーマ株式会社 社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社リバネスキャピタル 取締役<br>株式会社島津製作所 社外取締役<br>アクユリスファーマ株式会社 社外取締役 | —                 |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>花井陳雄氏は、国内外の製薬企業における抗体医薬品の研究開発実績や、製薬企業の経営者としての豊富な知見を有しております。社外取締役として中長期的な視点から助言を頂戴しており、当社の企業価値向上に寄与していただけるものと考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小南欽一郎氏及び花井陳雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小南欽一郎氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 花井陳雄氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
5. 当社は、小南欽一郎氏及び花井陳雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額

は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、小南欽一郎氏及び花井陳雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である三輪和生氏及び堀内正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                    | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1※                                                                                                                           | なが せ たつ や<br>長 清 達 矢<br>(1956年12月7日) | 1981年 4月 国際電信電話株式会社 入社<br>2000年 9月 KDDI Australia Pty Ltd, Managing Director<br>2010年 4月 KDDI株式会社 リスクマネジメント本部 内部統制部長<br>2011年 7月 株式会社エボルバビジネスサポート（現株式会社KDDIエボルバ） 常勤監査役<br>2013年 7月 株式会社KDDIエボルバコールアドバンス（現株式会社KDDIエボルバ） 常勤監査役<br>2017年 4月 株式会社ARISE analytics 監査役<br>2017年 6月 日本インターネットエクスチェンジ株式会社 監査役<br>2017年 8月 株式会社ソラコム 監査役<br>2019年 7月 株式会社クリーマ 常勤監査役<br>2019年10月 ジャパニクス株式会社 社外監査役（現任）<br>2020年 5月 株式会社ジオコード 常勤社外監査役<br>（重要な兼職の状況）<br>ジャパニクス株式会社 社外監査役 | 一株             |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>長清達矢氏は、事業会社における長年の内部統制や監査業務経験を有しており、当社の経営に対する監督、助言をいただけると考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2                                                                                                                                                                         | ほり うち ただし<br>堀 内 正<br>(1946年9月26日) | 1972年 4月 第一製薬株式会社入社<br>1989年 4月 同社分子生物学研究室主任研究員<br>1996年10月 同社創薬基盤研究所所長<br>1999年10月 同社執行役員創薬開拓研究所 所長<br>2007年 4月 アスビオファーマ株式会社(現第一三共株式会社) 常勤監査役<br>2008年 7月 慶應義塾大学総合研究推進機構 研究推進センター専門員<br>2016年 4月 慶應義塾大学医学部臨床研究 推進センター 訪問教授(現任)<br>2017年 9月 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 科学技術顧問<br>2019年 6月 当社監査役<br>2020年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)<br>2021年 9月 株式会社ペプチリード 社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>慶應義塾大学医学部臨床研究 推進センター 訪問教授<br>株式会社ペプチリード 社外取締役 | —                |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>堀内正氏は、製薬会社及び研究機関における製薬、薬学、知財及び監査に関する豊富な知識と経験で、当社監査体制の強化に貢献してまいりました。引き続き、当該見識を活かして当社の経営に対する監督、助言等をいただけると考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                  |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長清達矢氏及び堀内正氏は、社外監査等委員である取締役候補者であります。
4. 堀内正氏は、現在、当社の社外監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、堀内正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、長清達矢氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、堀内正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、長清達矢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| しまとけいすけ<br>島戸圭輔<br>(1976年2月26日) | 2002年10月 弁護士登録<br>2002年10月 二番町法律事務所 入所 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。 | —              |

#### 【選任理由及び期待される役割の概要】

島戸圭輔氏は、医療関係を中心とした弁護士業務の他、大学病院の外部監査委員等、法律家としてだけでなく、外部監査委員としての経験も有しており、当社の経営に対する監督、助言をいただけたと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 島戸圭輔氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 島戸圭輔氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 島戸圭輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した事業展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

この新株予約権は、その行使価額を、以下のとおり新株予約権の割当て時点における当社株式の時価を上回る水準となるように設計するなど、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した事業展開を図るインセンティブとして機能するように設計しておりますことから、上記目的の達成に資する相当なものであると判断しております。

### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2020年6月29日開催の第20回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役については年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額30,000千円以内とすることを承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社報酬委員会からの提言を受け、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気について、社外取締役及び監査等委員である取締役を含め取締役会全体として高め、より一層株主の皆様の利益を重視した事業展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員を除く取締役については年額88,000千円以内（うち、社外取締役16,000千円以内）、監査等委員である取締役については年額4,800千円以内（うち、社外取締役4,800千円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の監査等委員を除く取締役は6名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されました後は、監査等委員を除く取締役は5名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役3名）となります。



## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### (1) 新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員を除く取締役については2,200個（うち、社外取締役400個）、監査等委員である取締役については120個（うち、社外取締役120個）とする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員を除く取締役については220,000株（うち、社外取締役40,000株）、監査等委員である取締役については12,000株（うち、社外取締役12,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。



なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である者を含む。）、監査役、執行役員、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会

が認められた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

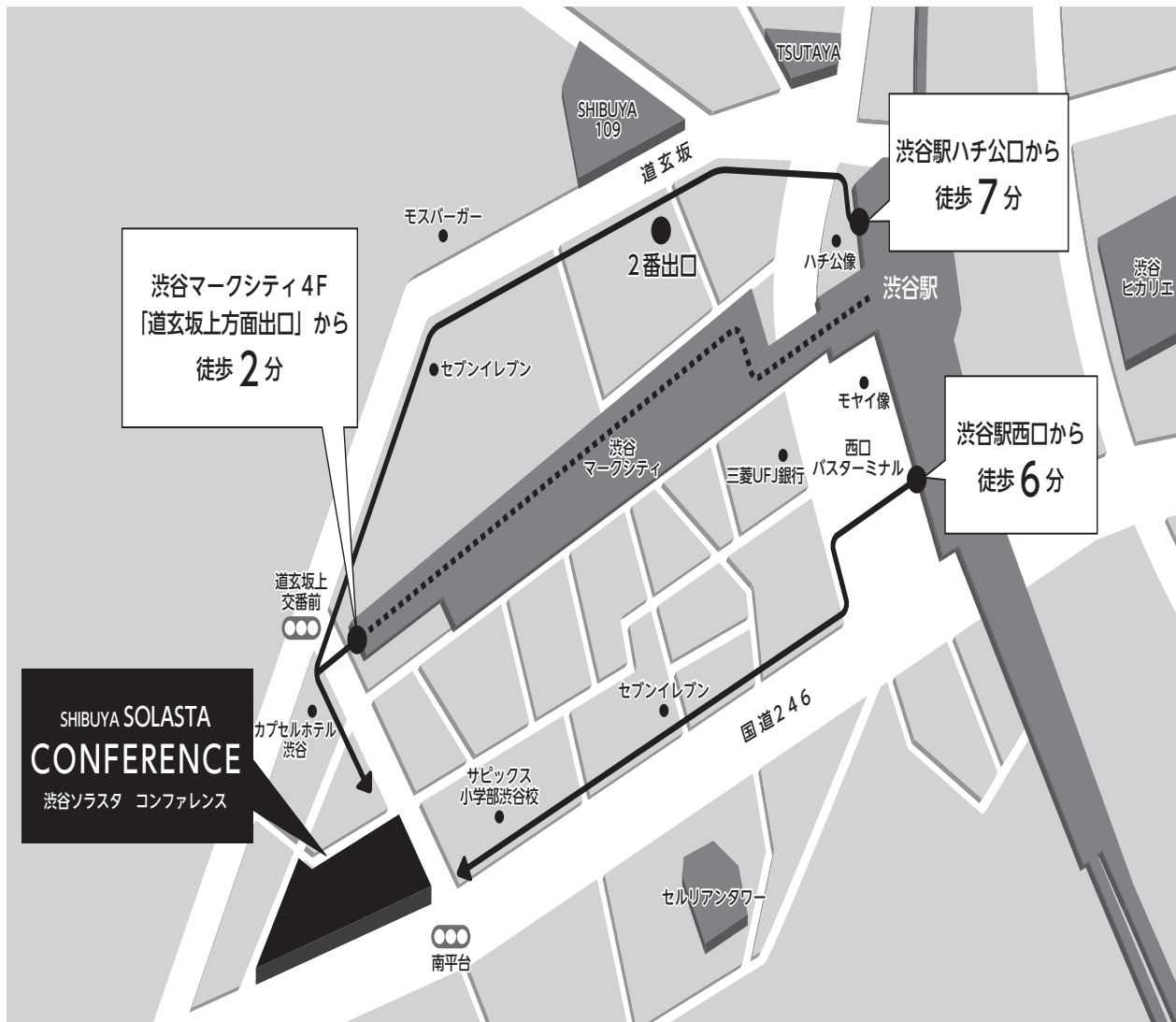
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階  
渋谷ソラストコンファレンス 4A  
TEL 03-5784-2604



交通 渋谷駅西口から 徒歩6分  
渋谷マークシティ4F 「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分  
渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩7分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。